

J R 東海労幹関西地「発」第2号
2022年9月9日

株式会社関西新幹線サービック
代表取締役社長 小松 修治 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 笹田 伸治

新大阪第一事業所の社員に対する「訓告」に関する緊急申し入れ

9月2日、新大阪第一事業所の社員に対して、業務指示違反（超勤拒否）による「訓告」が出された。

8月5日、社員が超勤（残業）を拒否したことに対して、「業務指示違反（超勤拒否）を発生させたことは、社員として不都合な行為である」として、「訓告」を出している。

しかし、社員は8月5日の超勤（残業）が出来ない旨を管理者に申し出ており、「訓告」の事由としている業務指示違反（超勤拒否）を発生させていない。

したがって、社員に対する「訓告」は、正当かつ適切に出されたものではない。

よって、下記のとおり緊急に申し入れるので、早急に団体交渉を開催し誠意ある回答をすること。

記

1. 社員に対して、「訓告」を出した経緯と根拠を明らかにすること。
2. 社員が8月5日の超勤（残業）が出来ない旨を申し出ているが、社員が申し出た内容を明らかにすること。
また、社員による超勤（残業）が出来ない旨の申し出に対して、誰がどのように対処したのか明らかにすること。
3. 新大阪第一事業所における超勤（残業）を拒むことが出来る正当な理由とはどのようなものか明らかにすること。また、誰がどのように正当な理由と判断するのか明らかにすること。
4. 社員が超勤（残業）が出来ない旨を申し出ているにも関わらず、業務指示違反（超勤拒否）として出した「訓告」を撤回し、本人（出向社員）に謝罪すること。

以上